

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第6回さいたま市・岩槻市任意合併協議会	
開 催 日 時	平成16年2月6日(金) 14時00分開会・15時20分閉会	
開 催 場 所	浦和コルソホール(さいたま市浦和区)	
議 長 氏 名	会長 兵藤 釗	
出 席 者 氏 名	別紙「出席委員名簿」のとおり	
事 務 局 氏 名	局長 宮澤 健二 外6名	
会 議 事 項	1 議題	2 会議結果
	別添「第6回さいたま市・岩槻市任意合併協議会次第」のとおり	(1) 全提案事項について持ち帰り検討
会 議 の 経 過	次ページのとおり	
会 議 資 料	別添「第6回さいたま市・岩槻市任意合併協議会資料」のとおり	
そ の 他 の 必 要 事 項	特になし	
会 議 録 の 確 定	確定年月日	記名押印
	平成16年2月27日	会長(議長) 兵藤 釗 (印)

発言者	議題・発言内容・決定事項
司会	<p>定刻となりましたので、ただ今から、第6回さいたま市・岩槻市任意合併協議会を開会させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>議事に入るまでの間、本日の司会進行を務めさせていただきます協議会事務局の三次と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、お手元の次第に基づきまして、会議を進めさせていただきますが、その前に、資料を確認させていただきます。</p> <p>初めに、本日の第6回さいたま市・岩槻市任意合併協議会次第がございます。そして、同じくA4判の1枚ものがございますけれども、さいたま市・岩槻市任意合併協議会における提案事項についてという表題のもの。さらに、提案事項として14件分の資料でございますけれども、3分冊させていただいております。その1として1ページから23ページまで、その2といたしまして24ページから66ページまで、その3が67ページから102ページまでということで、つづつでございます。計5組の資料となるところでございます。</p> <p>以上が、本日お配りしたものでございます。お手元のない委員の方がおられましたら、お教えください。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声あり)</p>
司会	<p>それでは初めに、当協議会の兵藤会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>兵藤会長、よろしくお願いいたします。</p>
兵藤会長	<p>第6回さいたま市・岩槻市任意合併協議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、公私とも大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>合併協議の方も、前回から合併を想定しました具体的な事務一元化の内容に入っております。それぞれ十分にご検討いただいていることと存じます。</p> <p>本日は、岩槻市よりの報告を受けまして、一部事務組合に関する課題解決の方針についての提案を始めとして、14件の事項について提案させていただくこととしております。</p> <p>大方の提案事項が出てきたわけですが、まだ若干残っておりますものもございますので、さらに次回以降、できるだけご提案できるよう進めてまいりたいと考えております。委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより議事に入らせていただきますが、会議の議長につきましては、協議会規約第6条第1項の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと存じます。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>委員の皆様、ご発言の際には、お手元にマイクをお持ちいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、兵藤会長、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。</p> <p>なお、本日は、佐藤弘毅委員、平沼康彦委員及び中村一巖委員の3名の委員さんが欠席となっております。「皆様によりよくお伝えください。」ということでございますので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>本日、協議会に提案させていただきました案件は、14件でございます。委員の皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>初めに、議事(1)の提案事項ですが、まず、提案第1号 埼玉清掃組合と埼玉斎場組合の一部事務組合に関する課題解決の方針について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>提案事項をご説明する前に、これまでの協議会における提案事項について整理させていただきましたのでご説明させていただきます。</p> <p>お手元のA4判1枚のさいたま市・岩槻市任意合併協議会における提案事項という資料をご覧ください。</p> <p>第1回任意合併協議会におきましては、協議の基本方針として合併の方式は、「編入合併とすること。」、議会の議員の定数及び任期の取扱いとして「議員の定数については編入合併特例定数とする。」ことを確認していただいております。</p> <p>次に、第4回任意合併協議会におきましては、一部事務組合の埼玉清掃組合と埼玉斎場組合の課題解決の方針、岩槻市域の行政区の範囲、名称及び事務所の位置の取扱い、議会の議員の定数及び任期の取扱いの案について提案させていただきます。</p> <p>次に、前回の第5回任意合併協議会におきましては、財産の取扱い、地方税の取扱い、一般職の職員の身分の取扱い、慣行等の取扱い、ごみ・し尿処理事業の取扱い、介護保険事業の取扱い、水道事業の取扱い、下水道事業の取扱いまでの8件についてご提案させていただきました。</p> <p>本日、第6回の任意合併協議会でご提案いたします事項は、ご覧のとおり14件となっております。</p> <p>今後提案を予定している事項としては、合併の期日、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い、行政機関の取扱い、町・字名の取扱い及び新市建設計画素案等が予定されておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日も関係専門部会の正副部会長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、提案第1号のご説明を申し上げます。</p> <p>埼玉清掃組合と埼玉斎場組合の一部事務組合に関する課題解決の方針についてご説明いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧いただきたいと存じます。埼玉清掃組合と埼玉斎場組合の一部事務組合に関する課題解決の方針について、別紙のとおり岩槻市から報告がありましたので、その内容についてさいたま市において検討する</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>ことを提案させていただいております。</p> <p>次のページをお開きいただきたいと存じます。本件につきましては、第4回任意合併協議会において、埼玉清掃組合と埼玉斎場組合の一部事務組合に関する課題解決の方針について、岩槻市において作成するよう提案したもので、岩槻市より報告があったものでございます。</p> <p>「記」以下を読ませていただきます。</p> <p>「(1) 埼玉清掃組合について。合併までに関係機関と必要な諸手続が整うことを前提条件に岩槻市のし尿処理事業は、合併後においても埼玉清掃組合又は合併協議が行われている春日部市を含む1市3町の合併による地方公共団体等において継続して行うこととする。(2) 埼玉斎場組合について。合併までに関係機関と必要な諸手続が整うことを前提条件に岩槻市は、埼玉斎場組合を脱退することとする。なお、合併後2年間に限り、歴史的・地域的係わりのある岩槻市慈恩寺地区の住民が当該組合の斎場を員外利用する場合は、新市の住民の負担と同額を利用者が負担し、利用することができることとする。」</p> <p>以上が岩槻市より報告がなされた内容でございます。</p> <p>以上でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただ今の提案第1号につきましては、事務局より説明をいたしました。岩槻市の方で補足の説明があれば、発言をお願いしたいと思います。</p>
兵藤議長	佐藤委員
佐藤(征)委員(岩槻市長)	<p>それでは、まず、埼玉清掃組合についてお話をさせていただきたいと思いますが、埼玉清掃組合の一部事務組合の課題解決の方針についてでございますが、現在、この埼玉清掃組合は、岩槻市、春日部市、庄和町の2市1町で構成する一部事務組合として、し尿処理事務等を共同で処理をしているところでございますが、合併となった場合の本市のし尿処理事業につきましては、関係機関と必要な手続が整うことが前提条件となるわけでございますが、委託方式あるいは一部事務組合方式のいずれかの方法で継続して処理を行っていただくという方針とさせていただいたところでございます。</p> <p>継続の方式につきましては、今後において十分な協議をさせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>なお、埼玉清掃組合の現在の施設につきましては、春日部市を含む1市3町が合併となった場合でも、新市としての処理分に岩槻市の分を合わせても十分対応できる処理能力のある施設でございます。</p> <p>2点目は、埼玉斎場組合についてでございますが、埼玉斎場組合の一部事務組合の課題解決の方針としては、現在、さいたま市さんでは新火葬場を整備中であるということから、基本的には埼玉斎場組合から脱退する方針とさせていただいたところでございます。</p> <p>しかしながら、岩槻市の長い歴史の中で、特に春日部市に隣接する慈恩寺</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>地区におきましては、埼玉葛齋場組合と歴史的係わりが深いことから、特別な措置といたしまして、合併後も引き続き2年間におきましては、慈恩寺地区の住民が埼玉葛齋場組合の施設を利用する方針とさせていただいたところでございます。</p> <p>慈恩寺地区と埼玉葛齋場組合との歴史的な係わりなどにつきましては、大正7年、大分さかのぼるわけでございますが、当時の慈恩寺村が隣接する内牧村、現在の春日部市内牧地区でございますが、ここと南埼玉郡内牧村外1箇村隔離病舎組合を設立して、隔離病舎を建設いたしました。</p> <p>そして、3年後の大正10年に、組合が共同して行う事務に火葬場に関する事務を加え、その後、南埼玉郡春日部町外5箇村伝染病院組合に名称を変更し、昭和29年3月に火葬場を新築いたしましたものでございます。</p> <p>その年の7月には、いわゆる昭和の大合併により、岩槻市、春日部市が誕生し、名称は春日部市外1市伝染病院組合と変更されましたが、組合の区域は春日部市全域と岩槻市の一部である現在の慈恩寺地区を対象区域としておりました。</p> <p>そして、昭和31年には岩槻市全域を対象として、両市による埼玉葛火葬場組合が組織され、その後、現在の蓮田市、白岡町、杉戸町、庄和町の1市3町が加わりまして、現在に至っているところでございます。</p> <p>この施設は、岩槻市と春日部市との文字どおり市境にございまして、その周辺では住民の日常生活にも少なからず影響を及ぼしてまいりましたが、地元住民の深いご理解と多大なご協力があって、今日に至っているところでございます。</p> <p>さいたま市さんと合併となった場合、これまでどおりの形態を継続することは無理なことであると十分承知をしているところでございますが、以上のような事情から、今回は例外的な特例措置として、このような方針にさせていただいたところでございます。</p> <p>また、この特例措置を適用していただきたい期間についてでございますが、齋場施設につきましては、さいたま市さんの施設を利用させていただくという原則を踏まえた上で、可能な限りの最小限度の範囲内として、2年間とさせていただければというふうに考えております。</p> <p>また、合併となった場合に埼玉葛齋場組合の施設を利用することとなった時の利用者の負担についてでございますが、この場合は、埼玉葛齋場組合を構成する市町以外の利用となりますので、それに見合った負担をしなければいけないところでございますが、合併後の慈恩寺地区の住民がさいたま市内の施設を利用した場合の負担と同額で利用できるものとして、その差につきましては行政で措置していただければというふうに考えております。</p> <p>以上、報告に対する補足ということで説明をさせていただきました。 ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。 ただ今の補足説明も含めまして、ご質問などございましたらお願いします。 よろしいでしょうか。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、この件は、さいたま市において持ち帰っていただいて、検討されるようお願いいたしたいと存じます。</p> <p>ただ今、岩槻市から一部事務組合についてご提案をいただいたわけですが、行政区の範囲、名称及び事務所の位置については、さいたま市の検討状況はどんな具合でしょうか。</p>
兵藤議長	青木委員
青木委員(さいたま市議会議員)	<p>それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。</p> <p>第4回の協議会において、さいたま市で案を作成することとされた行政区の取扱いについて、現段階のさいたま市議会での協議状況について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>この件につきましては、市議会の合併問題調査特別委員会において、協議いたしました。その時の協議内容として、大方の意見は、「行政区の範囲については、当面、現在の岩槻市の区域をもって一つの行政区とすること。事務所の位置については、現在の施設を活用すること。」とのことでしたが、名称については、「岩槻市民の意向を尊重すべきだが、まだ、結論を出すに至っていない。」とされております。</p> <p>したがって、本日の協議会において、まとまった案を提案することができませんので、その旨、ご報告をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
兵藤議長	相川委員
相川委員(さいたま市長)	<p>ただ今、青木委員さんから、さいたま市議会における協議状況の報告がありました。この件につきましては、さいたま市として案を作成することとされておりますので、岩槻市の要望を十分踏まえ、今後、早急に市議会側と調整を図り、案を取りまとめたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p>
兵藤議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、さいたま市の検討状況をお聞きいたしました。今後とも検討を進めてくださいますようよろしくお願いいたします。</p> <p>次に進みたいと思います。</p> <p>提案第2号 条例・規則の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、3ページの提案第2号 条例・規則の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>4ページの別紙をご覧くださいと存じます。条例・規則の取扱いにつ</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>きましては、総括調整方針を「条例及び規則は、さいたま市に統一するものとする。」とさせていただきます。現況の表に両市の条例・規則の件数を挙げさせていただきます。両市に共通する条例は、116件、さいたま市のみにあるもの207件、岩槻市のみにあるもの68件です。規則は、両市に共通するもの137件、さいたま市のみにあるもの253件、岩槻市のみにあるもの114件となっております。編入合併の場合、原則として編入される市の条例・規則は、失効し、編入する市の条例・規則が適用されることとなります。</p> <p>備考欄にございますように両市に共通する条例・規則及びさいたま市のみにある条例・規則については、今後の事務調整の結果によって、所要の改正等が必要となってまいります。</p> <p>また、岩槻市のみにある条例・規則について、さいたま市として存続させる必要のあるものについては、新たに制定等の手続が必要となります。いずれにしても、すべての事務事業の調整を踏まえ、条例・規則について整理を行うこととなります。</p> <p>なお、編入合併であるため、合併前にさいたま市議会において改正、制定等が必要となってまいります。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただ今の提案第2号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>それでは、次に進ませていただきます。</p> <p>続いて、提案第3号 一部事務組合等の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、5ページの提案第3号 一部事務組合等の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>6ページの別紙をご覧くださいと存じます。一部事務組合等の取扱いですが、埼玉清掃組合及び埼玉斎場組合については、本日、提案第1号で別に取り扱っておりますので、総括調整方針はお示してございません。</p> <p>7ページから8ページにかけて、一部事務組合、協議会、公社・事業団等の一覧を掲げてありますので参照していただきたいと存じます。調整方針を「(1)岩槻市が加入している埼玉県市町村消防災害補償組合及び埼玉県市町村職員退職手当組合は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。(2)両市が加入している埼玉県都市競艇組合及び彩の国さいたま人づくり広域連合は、さいたま市として引き続き加入するものとする。(3)岩槻市が加入している埼玉県東部広域行政推進協議会は、合併の日の前日をもって脱退するものとする。(4)岩槻市土地開発公社及び財団法人岩槻市施設管理公社は、それぞれさいたま市土地開発公社及び財団法人さいたま市公立施設管理公社に統合するものとする。(5)社会福祉法人岩槻市社会福祉協議会及び社団法人岩槻市シルバー人材センターは、それぞれの団体の実情等を考慮し</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>ながら、社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会及び社団法人さいたま市シルバー人材センターに統合するものとする。( 6 )岩槻市が加入している財団法人埼玉伝統工芸協会などの団体は、さいたま市として加入するものとする。」とさせていただきます。</p> <p>以上で提案第 3 号 一部事務組合等の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>どうもありがとうございました。 ただ今の提案第 3 号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。 よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>それでは、次に進みたいと思います。 続いて、提案第 4 号 使用料・手数料等の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、9 ページの提案第 4 号 使用料・手数料等の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>10 ページの別紙をご覧くださいと存じます。使用料・手数料等の取扱いにつきましては、総括調整方針を「使用料・手数料等は、原則としてさいたま市に統一するものとする。」といたしました。両市の使用料・手数料の件数については、表にございますように、使用料はさいたま市 78 件、岩槻市 18 件、手数料はさいたま市 210 件、岩槻市 116 件ございます。</p> <p>11 ページに主な使用料・手数料の現況を比較しております。水道料金及び下水道の使用料につきましては、前回の協議会においてそれぞれお示ししてございますので、ここでは市民プール使用料を比較いたしております。手数料については各種証明書や住民票、戸籍の写しの交付手数料を比較いたしました。印鑑登録に関する証明手数料、住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料、納税証明書の交付手数料は、それぞれさいたま市が 200 円、岩槻市が 150 円となっております。その他は同額でございます。</p> <p>以上で提案第 4 号 使用料・手数料等の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。</p>
兵藤議長	<p>どうもありがとうございました。 ただ今の提案第 4 号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>それでは、次に進みたいと思います。 続いて、提案第 5 号 公共的団体等の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>



発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>12 ページの提案第 5 号 公共的団体等の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>13 ページの別紙をご覧いただきたいと存じます。公共的団体等の取扱いにつきましては、総括調整方針を「公共的団体等は、特別の事情がある場合を除き、各団体の実情を尊重しながらさいたま市に統合するよう調整に努めるものとする。」とさせていただきます。公共的団体等とは商工会議所や農業協同組合、医師会、自治会、スポーツ団体、文化団体など公共的な活動を営む団体を指しております。公共的団体等の件数につきましては、表にございますように、さいたま市にあるものは 172 件、岩槻市にあるものは 90 件でございます。合併特例法第 16 条第 8 項では、公共的団体は合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならないとされております。そのため、各団体の実情を尊重しながら、統合するよう整備に努めることとなります。</p> <p>以上で提案第 5 号 公共的団体等の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
兵藤議長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただ今の提案第 5 号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>それでは、次に進みたいと思います。</p> <p>続いて、提案第 6 号 補助金・交付金等の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、14 ページの提案第 6 号 補助金・交付金等の取扱いについてご説明をいたします。</p> <p>15 ページの別紙をご覧いただきたいと存じます。補助金・交付金等の取扱いにつきましては、総括調整方針を「補助金・交付金等は、原則としてさいたま市に統一するものとする。なお、岩槻市のみの補助金及び交付金等は、実情を考慮し調整するものとする。」とさせていただきます。両市に共通します自治会連合会運営補助金や防犯協会補助金、教育研究交付金などの補助金・交付金が 161 件ございます。サッカーのまちづくり推進協議会補助金やさいたまシティマラソン事業交付金などさいたま市のみにある補助金・交付金が 435 件、岩槻市コミュニティづくり推進協議会補助金、人形のまち岩槻まつり委託事業補助金など岩槻市のみにある補助金・交付金が 188 件ございます。</p> <p>16 ページに主な補助金の現況を比較してございますので、ご覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上で提案第 6 号 補助金・交付金等の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>ありがとうございました。 ただ今の提案第6号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。 よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>それでは、次に進みたいと存じます。 続いて、提案第7号 国民健康保険事業の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、17 ページの提案第7号 国民健康保険事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>18 ページの別紙をご覧くださいと存じます。国民健康保険事業の取扱いにつきましては、総括調整方針を「国民健康保険事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、保険税は、「さいたま市の制度に統一する。」、出産育児一時金及び葬祭費給付については、同額でございますので、「現行のとおりとする。」、国保人間ドック補助は、「さいたま市の制度に統一する。」、国保健康診査は、「さいたま市の制度を適用する。」、保養施設利用補助は、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。</p> <p>19 ページをご覧くださいと存じます。現況比較でございますが、まず、保険税の税率ですけれども、医療給付分については、さいたま市は所得割、均等割の2方式ですが、岩槻市は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で両市の賦課区分及び税率にご覧のような相違がございます。介護給付金分については、賦課区分は同じでございますが、税率と均等割額に相違がございます。納期も若干異なっております。</p> <p>なお、現在の保険税率となりました条例の施行期日は、さいたま市が平成14年4月1日、岩槻市は平成8年4月1日でございます。</p> <p>次に、5の(2)国保健康診査につきましては、さいたま市のみで実施しておる事業でございます。</p> <p>以上で提案第7号 国民健康保険事業の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
兵藤議長	<p>ただ今の提案第7号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。 よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>それでは、次に進みたいと思います。 続いて、提案第8号 消防団の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>21 ページの提案第8号 消防団の取扱いについてご説明いたします。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>22 ページの別紙をご覧くださいと存じます。消防団の取扱いにつきましては、総括調整方針を「消防団は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、消防団員は、「岩槻市の消防団員は、さいたま市の消防団員として引き継ぐ。」報酬及び費用弁償は、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきました。</p> <p>23 ページをご覧ください。消防団の組織及び定数の比較ですが、さいたま市は1消防団51分団、定員1,108人で実員996人です。岩槻市は1消防団11分団、定員224人で実員205人となっております。(2)の年額報酬及び費用弁償の区分と金額は、ご覧の表のとおりとなっております。</p> <p>以上で提案第8号 消防団の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>ただ今の提案第8号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>それでは、次に進みたいと思います。</p> <p>続いて、提案第9号 社会福祉事業の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料の提案事項(その2)をお願いします。</p> <p>24 ページですけれども、提案第9号 社会福祉事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>25 ページの別紙をご覧くださいと存じます。社会福祉事業の取扱いにつきましては、総括調整方針を「社会福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、社会福祉大会、災害見舞金支給事業は、「さいたま市の制度に統一する。」苦情処理窓口及び福祉オンブズパーソン、高等学校入学支度金支給事業、住宅費差額金助成事業は、「さいたま市の制度を適用する。」民生委員児童委員は、「さいたま市の制度に統一する。」低所得世帯入院料差額補助事業は、岩槻市のみで実施しておりますが、「廃止する。」出産費差額助成事業は、さいたま市のみで実施しておりますので、「さいたま市の制度を適用する。」とさせていただきました。</p> <p>26 ページをご覧くださいと存じます。3の(1)苦情処理窓口は、保健福祉サービスに関する苦情について、迅速・公平な処理を行う制度でございます。(2)の福祉オンブズパーソンは、第三者による苦情処理機関でございます。</p> <p>27 ページになりますけれども、高等学校入学支度金支給事業及び住宅費差額金助成事業は、これはさいたま市のみで実施しております。民生委員児童委員につきましては委嘱者数で申し上げますと、さいたま市は40地区1,056人、岩槻市は7地区153人で、補助金は表のとおりとなっております。低所得世帯入院料差額補助は、岩槻市のみで実施しております。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>以上で提案第 9 号 社会福祉事業の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>ただ今の提案第 9 号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>それでは、次に進みたいと思います。</p> <p>続いて、提案第 10 号 障害者福祉事業の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>28 ページの提案第 10 号 障害者福祉事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>29 ページの別紙をご覧いただきたいと存じます。障害者福祉事業の取扱いにつきましては、総括調整方針を「障害者福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、ホームヘルパー派遣事業は、両市同一の内容ですので、「現行のとおりとする。」、身体障害者手帳等申請用診断料給付事業は、「さいたま市の制度に統一する。」、レスパイトサービス事業は、「さいたま市の制度を適用する。」といたしました。障害児(者)生活サポート制度及び心身障害者福祉手当は、「さいたま市の制度に統一する。」、特別障害者手当は、両市同一の内容ですので、「現行のとおりとする。」、心身障害者相談員制度は、さいたま市の実施ですので、「さいたま市の制度を適用する。」、紙おむつ給付事業は、岩槻市のみで実施している事業ですが、「廃止する。」、重度身体障害者社会生活訓練事業は、さいたま市のみで実施しておりますので、「さいたま市の制度を適用する。」とさせていただきます。</p> <p>30 ページをご覧ください。3 のレスパイトサービス事業は、在宅の知的障害児(者)を対象に短期入所を実施し、介護者を一時的に介護から解放することにより、心身の回復を図ることを目的とした事業でございます。</p> <p>31 ページになりますが、5 の心身障害者福祉手当は、対象者、支給額にご覧のような違いがございます。</p> <p>次に、32 ページになりますが、9 の重度身体障害者社会生活訓練事業は、外出機会の少ない重度の身体障害者に対して公園等での社会的活動を提供する事業でございます。</p> <p>以上で提案第 10 号 障害者福祉事業の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。</p>
兵藤議長	<p>ただ今の提案第 10 号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>それでは、次に進みたいと思います。 続いて、提案第 11 号 高齢者福祉事業の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>33 ページの提案第 11 号 高齢者福祉事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>34 ページの別紙をご覧くださいと存じます。高齢者福祉事業の取扱いにつきましては、総括調整方針を「高齢者福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、敬老祝金支給、敬老会、宅配食事サービス及び重度要介護高齢者手当は、「さいたま市の制度に統一する。」、敬老マッサージ施術料補助、重度要介護高齢者訪問理容サービス及び高齢者相談員設置事業は、「さいたま市の制度を適用する。」、老人スポーツ大会は、「廃止する。」とさせていただきます。</p> <p>次に、35 ページをご覧くださいと存じます。敬老祝金支給ですが、対象者は、さいたま市は満 75 歳以上かつ 5 の倍数の年齢の者及び 100 歳以上の者としております。岩槻市は、満 77 歳、88 歳、99 歳、それぞれ喜寿、米寿、白寿の者及び 100 歳以上の者となっております。支給額はご覧のとおりでございます。敬老会については、岩槻市では老人福祉大会として実施しております。宅配食事サービスは、岩槻市では高齢者配食サービスとして実施しております。重度要介護高齢者手当は、岩槻市では在宅介護手当として実施しております。</p> <p>次に、36 ページの 6 になりますけれども、重度要介護高齢者訪問理容サービスは、在宅で寝たきりの高齢者を訪問して洗髪や理容のサービスを行う事業でございます。</p> <p>以上で提案第 11 号 高齢者福祉事業の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
兵藤議長	<p>ただ今の提案第 11 号につきまして、ご質問などがございませうでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>それでは、次に進みたいと思います。 続いて、提案第 12 号 児童福祉事業の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>37 ページの提案第 12 号 児童福祉事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>38 ページの別紙をご覧くださいと存じます。児童福祉事業の取扱いにつきましては、総括調整方針を「児童福祉事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、保育時間及び保育料は、「さいたま市の制度に統一する。」、児童手当及び児童扶養手当は、「現行のとおりとする。」、放課後児童健全育成事業及び家庭児童相談は、</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>「さいたま市の制度に統一する。」、ひとり親家庭児童就学支度金、ブックスタート事業及び病児保育事業は、さいたま市のみの事業でございますので、「さいたま市の制度を適用する。」とさせていただきます。</p> <p>39 ページをご覧ください。保育所の保育時間と保育料は、両市それぞれご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、40 ページになりますけれども、5 の放課後児童健全育成事業は、公設民営と民設民営がございますが、さいたま市は民設民営に対しても助成をしております。</p> <p>41 ページになりますが、8 のブックスタート事業は、乳児とその保護者に対し、絵本の読み方をアドバイスし、絵本などの入ったブックスタートパックをプレゼントする事業でございます。9 の病児保育事業は、病気又は病気回復期のため、保育所での集団保育が困難な児童について、市の委託した医療機関の専用スペースで一時的に保育をする事業でございます。</p> <p>以上で提案第 12 号 児童福祉事業の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>ただ今の提案第 12 号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>それでは、次に進みたいと思います。</p> <p>続いて、提案第 13 号 保健・医療事業の取扱いについて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>42 ページの提案第 13 号 保健・医療事業の取扱いについてご説明いたします。</p> <p>43 ページの別紙をご覧くださいと存じます。保健・医療事業の取扱いにつきましては、総括調整方針を「保健及び医療事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。」とさせていただきます。主な項目と調整方針として、休日急患診療所、在宅当番医制、2 次救急医療は、医師会等との調整がございますので、「合併時まで調整する。」といたしました。スズメバチ等駆除事業並びに犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業は、さいたま市のみの実施ですので、「さいたま市の制度を適用する。」といたしました。乳幼児医療費助成制度、乳幼児健康診査及び健康診査・検診は、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。</p> <p>44 ページになりますけれども、休日急患診療所、在宅当番医制、45 ページになりますけれども、2 次救急医療についてそれぞれの現況比較でございますが、ご覧のとおりとなっております。スズメバチ等駆除事業は、生命の危険度が高いスズメバチ等の駆除を委託等によって行うものでございます。</p> <p>46 ページになりますが、乳幼児健康診査は、さいたま市では指定医療機関での個別方式、岩槻市では保健センターでの集団健診で行っております。</p> <p>なお、さいたま市では、10 か月児健康診査も行っております。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>次に、47 ページになりますけれども、健康診査・検診についてもご覧のとおりになっておりまして、さいたま市では、骨粗しょう症検診、前立腺がん検診も行っております。</p> <p>以上で提案第 13 号 保健・医療事業の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>ただ今の提案第 13 号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
兵藤議長	<p>それでは、次に進みたいと思います。</p> <p>続いて、提案第 14 号 各種事務事業の取扱いについてでございますが、これは項目的に 20 項目ほどございますが、一括して事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、48 ページになりますが、提案第 14 号 各種事務事業の取扱いについて一括してご説明をいたします。</p> <p>49 ページの別紙をご覧いただきたいと存じます。まず、広報広聴事業ですが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、テレビ広報及びラジオ広報は、さいたま市のみの実施ですので、「さいたま市の制度を適用する。」、広報紙の発行、広報刊行物、テレホンガイド及び市民提案制度は、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。</p> <p>50 ページをお願いします。1 のテレビ広報ですが、毎月第 2、第 4 土曜日にテレビ埼玉で 15 分番組を放映しております。2 の広報紙につきましては、両市毎月発行しておりますが、配布方法は、さいたま市は配布業者による宅配で全戸配布をしております。岩槻市は、自治会を通じて全戸配布をしております。広報刊行物につきましては、市勢要覧、ガイドブック、ガイドマップを発行しております。それぞれの市が発行しているわけですが、さいたま市では、行政サービス事業を掲載しましたガイドブック「ハローマイタウン」を発行し、全戸配布をしております。</p> <p>51 ページになりますが、テレホンガイド及び市民提案制度は、両市とも同様の内容となっております。</p> <p>次に、52 ページのコミュニティ施策でございますが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針ですが、自治会の運営に対する支援及び自治会連合会の運営に対する支援は、「さいたま市の制度に統一する。」、区民会議は、さいたま市のみで実施しておりますので、「さいたま市の制度を適用する。」、コミュニティ施設の提供は、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。</p> <p>53 ページに現況比較がございますが、平成 15 年 4 月 1 日現在、自治会の数は、さいたま市 689 団体、岩槻市 144 団体でございます。自治会及びその連合会の運営に対する支援の内容は、ご覧のとおりとなっております。3 の</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>区民会議でございますが、区民が主体となって、区と区民との協働、区の特徴・特性を活かした魅力あふれるまちづくりを行うとともに、区政に広く区民の意見を反映させることを目的に、各行政区ごとに 20 人の委員で組織されているものでございます。活動内容は、54 ページにあるとおりでございます。</p> <p>次に、55 ページの情報公開事業でございますが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」とさせていただきます。主な項目と調整方針ですけれども、情報公開制度及び個人情報保護制度は、「さいたま市の制度に統一する。」といたしました。両市の情報公開制度ですが、56 ページに制度内容を比較してございます。ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、57 ページの防災事業でございますが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、地域防災計画は、「合併後、さいたま市の計画に統一する。」総合防災訓練及び自主防災組織は、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。</p> <p>58 ページになりますが、2 の総合防災訓練につきましては、さいたま市では八都県市合同防災訓練を行っています。また、各区ごとに防災訓練を実施しております。防災訓練の現況比較は、ご覧のとおりでございます。</p> <p>次に、60 ページになりますが、男女共同参画事業につきましては、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、男女共同参画基本計画は、「合併後、さいたま市の計画に統一する。」男女共同参画社会情報誌の発行、女性登用の推進及び男女共同参画啓発イベントは、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。</p> <p>61 ページになりますが、それぞれの事業の現況を比較してございます。1 のさいたま市男女共同参画基本計画は、今年度中に策定を予定しておりますのでございます。2 の情報誌につきましては、両市とも年 2 回全戸配布をしております。</p> <p>次に、62 ページになります。市民窓口業務につきましては、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針としまして、戸籍受付事務は、「さいたま市の制度に統一する。」郵便局証明発行事務は、「さいたま市の制度を適用する方向で関係機関と調整することとする。」戸籍謄抄本・証明書交付事務及び窓口の開設時間は、「さいたま市の制度に統一する。」自動交付機による証明書交付事務は、さいたま市のみで実施しておりますので、「さいたま市の制度を適用する。」とさせていただきます。</p> <p>63 ページをご覧ください。2 の郵便局証明発行事務ですが、これはさいたま市のみで行っているもので、市内 62 か所の郵便局で、戸籍、住民票の写し、印鑑登録証明書、税関係の諸証明等の受付発行事務を行っているものでございます。岩槻市域においても実施する方向で関係機関と調整することとなります。</p> <p>次に、64 ページになりますが、文化振興事業でございます。総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、美術展覧会は、「さいたま市の制度に統一する。」こども文</p>



発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>化祭、文芸誌の発行、公民館絵画グループ展、自主文化事業及び公共施設予約システムによる文化関係施設の提供は、さいたま市の実施ですので、「さいたま市の制度を適用する。」とさせていただきます。</p> <p>65 ページから 66 ページになりますが、さいたま市では、こども文化祭、文芸誌の発行、公民館絵画グループ展及び自主文化事業をご覧のとりの内容で実施しております。6 の公共施設予約システムによる文化関係施設の提供につきましては、パソコンにより自宅からも施設の空き情報の照会や予約等ができるシステムでございます。</p> <p>次に、資料の提案事項(その3)になります。</p> <p>67 ページの環境対策事業でございますが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、合併処理浄化槽設置整備事業補助、大気監視、騒音・振動監視及び河川調査は、「さいたま市の制度に統一する。」生活排水調査は、さいたま市の実施ですので、「さいたま市の制度を適用する。」とさせていただきます。</p> <p>68 ページに現況比較がございます。1 の合併処理浄化槽設置整備事業補助は、ご覧のような区分と補助額となっております。大気監視、騒音・振動監視、それから 69 ページになりますが、河川調査は、それぞれ両市ご覧のように実施しております。5 の生活排水調査は、さいたま市の実施ですが、10 河川 11 地点で実施しております。</p> <p>次に、70 ページをご覧いただきたいと存じます。交通対策事業ですが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、交通安全教室、交通指導員制度及び放置自転車対策は、「さいたま市の制度に統一する。」自転車駐車場管理業務は、「現行のとおりとする。」とさせていただきます。</p> <p>71 ページに現況比較がございます。3 の放置自転車対策事業として、両市とも駅周辺において放置自転車の巡回、警告、撤去を業者委託で行っております。保管期間、撤去手数料は、ご覧のようになっております。</p> <p>72 ページになりますが、4 の市営自転車駐車場管理業務は、さいたま市では 25 か所、岩槻市では 6 か所の駐車場を管理してございます。</p> <p>次に、73 ページになりますけれども、農業振興事業でございます。総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、生産指導事業は、「さいたま市の制度に統一する。」農業祭は、「さいたま市の制度を適用する。」農業団体育成事業及び農業後継者対策は、「さいたま市の制度に統一する。」市民農園運営事業は、さいたま市のみで実施しておりますので、「さいたま市の制度を適用する。」とさせていただきます。</p> <p>74 ページになりますけれども、2 の農業祭は、岩槻市では類似事業といたしまして産業祭というものを実施しております。この産業祭のうち農業部門を統合することとしております。農業団体育成事業、農業後継者対策は、それぞれご覧のような事業を行っております。</p> <p>次に、76 ページをご覧いただきたいと存じます。商工・観光事業は、総括調整方針を「商工業振興事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。観光事業は、原則としてさいたま市の制度に統一するものとする。なお、岩</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>槻市のみにある観光事業は、実情を考慮し存続するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、商店街環境整備事業は、「さいたま市の制度に統一する。」、創業者支援推進事業及び商工見本市開催事業は、「さいたま市の制度を適用する。」、花火大会は、「さいたま市の制度に統一する。」、市民まつりは、「人形のまち岩槻まつりは、現行のとおりとする。」とさせていただきます。</p> <p>77 ページをご覧ください。3 のさいたま市の商工見本市開催事業は、11 月上旬にさいたまスーパーアリーナで実施しておりますが、岩槻市の類似事業の産業祭、これの商工業部門を統合して実施することとなります。4 の花火大会は、さいたま市では荒川総合運動公園で実施しております。岩槻市の花火大会は、人形のまち岩槻まつりの前夜祭として実施しているものでございますが、さいたま市の花火大会に統合することとしております。5 の市民まつりですが、さいたま市ではご覧のような祭りが行われておりますが、岩槻市で実施しております人形のまち岩槻まつりは、現行のとおり存続して実施することとしております。</p> <p>次に、78 ページの勤労者・消費者関連事業でございますが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、勤労者定期健康診断は、「さいたま市の制度に統一する。」、財団法人勤労者福祉サービスセンター事業及び働く女性の家施設の提供については、さいたま市のみで実施している事業ですので、「さいたま市の制度を適用する。」とさせていただきます。</p> <p>79 ページになりますが、3 の働く女性の家施設の提供は、勤労女性ホームと勤労女性センターの2か所を、働く女性のために各種講座の開催やレクリエーションの場として提供するものでございます。</p> <p>次に、81 ページになりますが、都市計画事業でございます。総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画は、「合併後、さいたま市の計画に統一する。」、グリーンパラソル推進事業及びオープン型民間緑地保全事業は、さいたま市のみの実施事業ですので、「さいたま市の制度を適用する。」、総合都市交通体系マスタープランは、「合併後、さいたま市の計画に統一する。」とさせていただきます。</p> <p>82 ページをご覧ください。3 のグリーンパラソル推進事業につきましては、市民の憩いの場や子どもたちの安全な遊び場となる街区公園を重点に整備し、市内全域に身近な公園を配置しようとする事業でございます。4 のオープン型民間緑地保全事業は、市民の快適な生活環境を確保するために、市内に残る貴重な緑地の保全を図るもので、現在26か所が指定されております。</p> <p>次に、84 ページになります。道路事業でございますが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、道路整備事業は、「さいたま市の制度に統一する。」、私道舗装等整備助成制度は、「さいたま市の制度を適用する。」、公共施設案内標識管理業務及び道路応急修繕業務は、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>85 ページに現況を比較してございます。2の私道舗装等整備助成事業は、助成要件に該当する場合には、私道の舗装整備の費用の一部を助成する制度でございます。その他は、ご覧のとおりとなっております。</p> <p>次に、87 ページをお願いいたします。河川事業につきましては、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、水害対策及び排水路整備事業は、「さいたま市の制度に統一する。」、水辺環境整備事業及び植樹管理事業は、「さいたま市の制度を適用する。」とさせていただきます。</p> <p>88 ページになります。両市の制度の現況比較でございます。水害対策、排水路整備事業は、両市ご覧のとおり実施しております。3の水辺環境整備事業、4の植樹管理事業は、さいたま市のみで実施している事業でございます。</p> <p>次に、89 ページの住宅事業でございます。総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」とさせていただきます。主な項目と調整方針として、市営住宅の入居は、「さいたま市の制度に統一する。」、住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画は、それぞれ「合併後、さいたま市の計画に統一する。」とさせていただきます。</p> <p>90 ページの現況比較でございますが、1の市営住宅の入居につきましては、ご覧のように募集方法、募集手続、入居資格等に相違がございます。市営住宅の状況につきましては、さいたま市は2,135 戸、岩槻市は273 戸でございます。</p> <p>次に、92 ページの学校教育事業でございます。総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、就学援助事業、育英資金の貸付事業及び小・中学校給食事業は、「さいたま市の制度に統一する。」、養護学校及び教員・高校生等海外派遣事業は、さいたま市のみで実施しておりますので、「さいたま市の制度を適用する。」、教育相談事業は、「さいたま市の制度に統一する。」、交通遺児等奨学金給付事業は、「さいたま市の制度を適用する。」とさせていただきます。</p> <p>93 ページに現況比較がございます。就学援助事業、育英資金の貸付事業は、両市それぞれご覧のような内容になっております。3の小・中学校給食事業は、さいたま市は単独調理場方式に整備をしているところで、平成18年度までにすべての小・中学校を整備する予定となっております。岩槻市は、学校給食センターで調理して、各学校へ配送をしております。</p> <p>94 ページになりますが、7の交通遺児等奨学金給付事業は、交通事故により両親若しくは両親の一方が死亡し、又は心身に著しい障害があった場合、その遺児等に対し奨学金を支給する制度でございます。</p> <p>次に、96 ページをお願いいたします。社会教育事業は、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針ですが、人権講座は、「さいたま市の制度に統一する。」、学校開放講座・大学公開講座は、「さいたま市の制度を適用する。」、指定文化財は、「さいたま市の制度に統一する。なお、岩槻市指定の文化財は、さいたま市において継承する。」、市民大学は、「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。</p> <p>97 ページをご覧いただきたいと存じます。2の学校開放講座は、学習機会</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>を提供し、開かれた学校づくりを推進するため市立高校、市立中学校のうち希望校で開設しているものでございます。大学公開講座は、大学等の持つ高度な学習資源を市民に公開するため、埼玉大学を始め、市内の大学、短期大学6校で開設しております。3の指定文化財ですが、さいたま市は、国指定8件、県指定54件、市指定392件、合計454件でございます。岩槻市は、国指定2件、県指定11件、市指定30件で合計43件でございますが、これら岩槻市の指定文化財はさいたま市に引き継がれることとなります。</p> <p>次に、99ページでございます。議会でございますが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針として、市議会報は、「さいたま市の制度に統一する。」、市議会テレビ広報は、さいたま市のみで実施しておりますので、「さいたま市の制度を適用する。」とさせていただきます。</p> <p>100ページになりますが、1の市議会報は、両市とも年4回発行しております。配布方法は、さいたま市は配布業者による宅配で全戸配布、岩槻市は市の広報紙に折り込みまして、自治会を通じて全戸配布しております。2の市議会テレビ広報ですが、さいたま市では市議会の様子を30分番組に編集しまして、年2回テレビ埼玉で放映しております。</p> <p>次に、101ページでございます。選挙でございますが、総括調整方針を「さいたま市の制度に統一するものとする。」といたしました。主な項目と調整方針ですが、選挙公報、入場整理券、選挙の投票及び開票の速報方法は、それぞれ「さいたま市の制度に統一する。」とさせていただきます。現況比較につきましては、102ページに示してございます。ご覧のとおりとなっております。</p> <p>以上で提案第14号 各種事務事業の取扱いの説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。</p>
兵藤議長	<p>どうもありがとうございました。 ただ今の提案第14号につきまして、ご質問などがございますでしょうか。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p> <p>どうもありがとうございました。 それでは、ただ今まで計14件の提案をさせていただきました。それぞれ両市の委員さん方に持ち帰っていただき、ご検討を願い、次回以降の協議会で議案として審議していただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。</p> <p>それでは、次に進みたいと思います。 議事の(2)その他でございますが、委員の皆様の方で、何かご質問、ご意見などございますでしょうか。 ございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

発言者	議題・発言内容・決定事項
兵藤議長	<p>ご発言がないようですので、事務局の方から、次回の日程等について報告を願います。</p>
事務局	<p>それでは、次回の任意合併協議会の日程でございますけれども、3月29日、月曜日午後2時から、会場はときわ会館5階の大ホールを予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
兵藤議長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、3月29日、月曜日開催ということで、よろしくお願ひをいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事は、すべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆様方のご協力に心から感謝申し上げます、議長の座を降ろさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
司会	<p>兵藤会長、大変お疲れさまでございました。おかげさまで議事をスムーズに終了することができました。</p> <p>委員の皆様には、今後ともよろしくご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、第6回さいたま市・岩槻市任意合併協議会を終了させていただきます。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p> <p>以上をもって、散会とさせていただきます。</p>

## 出席委員名簿

平成16年2月6日

	氏名	備考
会長	ひょうどう 兵藤 釗	埼玉大学学長
監事	せきね ちゆういち 関根 忠一	岩槻商工会議所会頭
委員	あいかわ そういち 相川 宗一	さいたま市長
委員	さとう せいじろう 佐藤 征治郎	岩槻市長
委員	はせがわ じょうい 長谷川 浄意	さいたま市議会議長
委員	まるおう しゅうすけ 丸王 収助	岩槻市議会議長
委員	たぐち くにお 田口 邦雄	さいたま市議会副議長
委員	たけうち あきお 竹内 昭夫	岩槻市議会副議長
委員	あおき いちろう 青木 一郎	さいたま市議会議員
委員	いしづか しん 石塚 眞	さいたま市議会議員
委員	なみき きよし 並木 清	岩槻市議会議員
委員	つぼた まさとし 坪田 正俊	岩槻市議会議員
委員	ないとう ひさし 内藤 尚志	さいたま市助役
委員	こみや よしお 小宮 義夫	さいたま市理事
委員	たかはし きよし 高橋 清司	岩槻市助役
委員	いでの のぶお 出野 信男	岩槻市総務部長
委員	のざき ほとたろう 野崎 初太郎	さいたま市自治会連合会会長
委員	かない へいち 金井 平一	岩槻市自治会長会会長